

育児休業支援行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・職員のアンケート調査、検討開始
- ・制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び園内広報誌などによる職員への周知

目標2：小学校就学前の子どもを持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・職員のニーズの把握
- ・労務士による説明会の職員への周知

目標3：計画期間内の育児休業取得率を次の水準以上にする。

女性職員・・・取得率80%以上

男性職員・・・取得率70%以上

<対策>

- ・育児休業取得促進のため、管理職を対象とした研修を実施
- ・育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標4：職員全員の所定外労働時間を一人当たり年間24時間未満とする。

<対策>

- ・毎月、残業実態を把握し、問題点を職員会議で検討するとともに、翌月の残業削減につなげる
- ・行事前の残業を減らす